

浪速区の学校選択制について

学校選択制について

大阪市では、これまで市立小学校・中学校に入学する場合、住所地によってのみ通学区域を設定し、入学する学校を指定していました。

浪速区では、平成30年度入学生より中学校の学校選択制が実施され、平成31年度入学生より、小学校の学校選択制を実施しています。

学校選択制では、現在の通学区域を保障したうえで、小学校・中学校に入学する際の1回のみ、通学区域外の学校への入学を希望することができます。

学校選択制の対象者

浪速区内にお住まいの方で、令和7年4月に入学予定の「小学校新1年生」及び「中学校新1年生」が対象です。

選択できる学校の範囲

自由選択制…通学区域の学校を含めて、浪速区内のすべての市立小学校及び市立中学校を希望選択できます。

選択制(抽選時)における優先

○きょうだい関係(小学校・中学校)

選択制により通学区域外の学校に入学した兄や姉が在学する学校で、その弟や妹が同じ学校への就学を希望する場合、優先扱いとします。(小中一貫校を除く)

○進学中学校(中学校のみ)

選択制により通学区域外の小学校に就学し、その小学校の進学中学校を希望する場合、優先扱いとします。

※通学区域の学校を希望する場合は、必ず入学できます。

※双子など新1年生同士のきょうだいの場合は、申請により1組として取り扱うことができます。

通学区域外からの受入可能人数(目安)について

通学区域外からの選択希望者が、各学校の受入可能人数を超えた場合は抽選となります。
通学区域外からの受入可能人数の目安は、22～23、38～39ページをご覧ください。

学校選択の方法

第1希望のみ選択できます。

「学校選択制希望調査票」に就学を希望する学校名などを記入し、区役所に提出してください。

※記入要領・記入例については、14～15ページの「学校選択制希望調査票記入例」をご確認ください。

通学の安全確保について

- 通学は原則徒歩で、自転車の利用や自家用車による送迎は禁止されています。
- 通学時における安全確保は、保護者責任となります。通学経路や通学時間等を考慮し、卒業まで無理なく安全に通学できる学校を希望してください。

学校選択制の希望調査について

- 浪速区に住民登録がある令和7年4月の新入学予定者の保護者のみなさまに、本冊子「学校案内」及び「学校選択制希望調査票」を送付しています。
- 「学校選択制希望調査票」に就学を希望する学校名など必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒で**令和6年10月31日(木)**までに区役所に到着するよう、必ず提出してください。
- 通学区域の学校を希望する場合も、必ず「学校選択制希望調査票」を提出してください。**
※国立・私立・特別支援学校等への入学を予定されている場合も、ご提出をお願いします。

「学校選択制希望調査票」の提出について

提出期限：**令和6年10月31日(木) 必着**

※同封の返信用封筒を利用し、切手を貼らずに投函してください。

※ 国立・私立・特別支援学校等を希望している場合でも、結果によって、本市の学校選択制を利用する際には、希望調査票の学校選択制希望欄に希望する学校を記載する必要があります。

なお、記載がない場合につきましては、校区の学校が希望選択校として指定されることとなりますのでご注意ください。

希望調査結果の公表

希望調査の結果について、希望調査票を提出された方全員に通知するほか、浪速区役所ホームページで公表します。

希望校の変更受付

希望調査の結果を受けて、希望校を変更する場合は、希望変更受付期間中に限り、1回のみ希望校を変更できます。

希望変更受付期間

令和6年11月15日(金)～令和6年11月21日(木)

午前9時～午後5時30分 ※金曜日のみ、午後7時まで受付

希望変更受付方法

浪速区役所2階25番窓口 窓口サービス課（住民情報）において、所定の手続きをおこなってください。

※電話や郵送での受付はできません。必ず保護者の方がお越しください。

※受付期間を過ぎた場合、希望校の変更はできませんのでご注意ください。

最終希望調査結果の公表

希望変更受付期間終了後、通学区域外の学校を選択した方全員に、抽選の有無をお知らせします。また、最終の希望調査結果を浪速区役所ホームページで公表します。

抽選について

通学区域外からの選択希望者が多く、各学校の受入可能人数を超えた場合には、令和6年12月9日（月）に公開抽選を実施します。（小中一貫校は、令和6年12月4日（水）に実施します。）

抽選を実施する場合には、該当者全員にお知らせします。

抽選の結果通知・就学通知書の送付について

抽選対象者への抽選結果の通知は、12月下旬に郵送する「就学通知書」をもって抽選結果とします。

また、抽選結果（番号）について、浪速区役所ホームページにも掲載します。

※就学する学校が決定した後は、転居等の特別な理由がある場合を除き、辞退することはできません。

補欠登録について

希望した学校が受け入れ可能人数を超えて公開抽選となり、当選しなかった方について、**小学校新1年生は令和7年2月7日(金)、中学校新1年生は令和7年2月14日(金)**まで補欠登録されます。

転出等で辞退者が出た場合は、補欠登録順に繰上げ当選となります。

繰上げ当選となった場合は、補欠登録者に繰上げの意思確認をしたうえで、順次、繰上げを行います。

なお、補欠登録期限（**小学校新1年生:令和7年2月7日(金) 中学校新1年生:令和7年2月14日(金)**）までに、区役所から繰上げ当選の連絡がない場合は、通学区域内の学校に入学することになります。

引越し(転居)の予定のある方

引越しの予定がある方については、引越し時期、学年、引越し先により取扱いが異なりますので、浪速区役所2階25番窓口 窓口サービス課（住民情報）☎06-6647-9963 までご相談ください。

国立・私立の小学校・中学校等への入学が決定した方について

大阪市立小学校・中学校へ入学せず、国立・私立の小学校・中学校等へ入学する方は、入学する学校が発行する 「入学許可証」(原本) をお持ちのうえ、速やかに浪速区役所窓口サービス課（住民情報）で手続きをしてください。

補欠登録繰上げ期限

小学校新1年生:令和7年2月7日(金) 中学校新1年生:令和7年2月14日(金)

《お願い》補欠登録された方が繰上げ当選を待たれています。手続きがなされなかった場合、補欠の繰上げができなくなります。区外への引越しが決まった場合や、国立・私立の小学校・中学校に入学が決定し、浪速区の市立小学校・中学校に入学されない方は速やかに手続きをお願いします。

注意事項

「第1希望」のみの選択です。通学時間、希望校の特色等について、各学校の説明会に参加するなど十分に検討し、希望いただきますようお願いします。

その他

○各学校公開・学校説明会には、「入校証」（本冊子裏表紙）に必要事項をご記入のうえ、本冊子をご持参ください。